

いきいきスポーツ出前講座の派遣対象について（詳細）

1 依頼団体等

	例	概 要
対 象	市内の幼・保育園、小中学校等 市内の非営利団体・町内会等	営利を目的としない市内の任意団体
対象外	企業（営利団体） 利益を含む参加費を徴収するイベント	営利を目的とする団体

2 行事または事業

(1) 学校等の行うスポーツの行事または事業

	例	概 要
対 象	スポーツ行事、PTA活動、 指導者（教員等）講習など	・教育課程外のもの ・スポーツ行事または事業
対象外	クラブ活動、文化祭、学校保健委員会、 各種研究会など	・教育課程内（特別活動等含む） のもの ・スポーツ行事とみなさない行事 または事業

(2) 団体（町内会、非営利団体、サークル等）の行うスポーツに関する行事または事業

	例	概 要
対 象	健康体操教室、ニュースポーツ体験、 体力測定、各種スポーツ大会など	実技指導や審判を行うもの
対象外	各種スポーツ大会、体育大会などでの 受付や駐車場係	実技指導や審判を行わないもの

2 その他

- (1) 派遣対象外の事業または行事、公民館、営利団体等からの依頼についてはスポーツ推進委員の紹介のみ可能です。費用（謝金・旅費等）は依頼団体がお支払いください。
- (2) 依頼団体所属のスポーツ推進委員に対しての費用（謝金・旅費等）は支払いができません。
- (3) 判断に迷う場合は、スポーツ推進課へお問い合わせください。

上越市教育委員会スポーツ推進課
〒942-8563 上越市下門前1770番地
電話：025-545-9246 FAX：025-545-9273
MAIL：sports-k@city.joetsu.lg.jp
担当：企画推進係